

# 令和元年度第1回文京区地域福祉推進本部 次第

日時：令和元年5月22日(水)9時30分～

場所：庁議室

## 1 開会

## 2 議題

(1)令和元年度の分野別検討体制及びスケジュールについて

(2)実態調査の概要について

- ・高齢者等実態調査の概要について
- ・障害者(児)実態・意向調査の概要について

(3)子育て支援計画の策定について

(4)年金生活者支援給付金の支給について

(5)消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて

## 3 その他

## 4 閉会

《配付資料》

【資料第1号】令和元年度の分野別検討体制及びスケジュールについて  
(別紙) 令和元年度 地域福祉推進協議会等 年間スケジュール

【資料第2号】高齢者等実態調査の概要について

【資料第3号】障害者(児)実態・意向調査の概要について

【資料第4号】文京区子育て支援計画の策定について

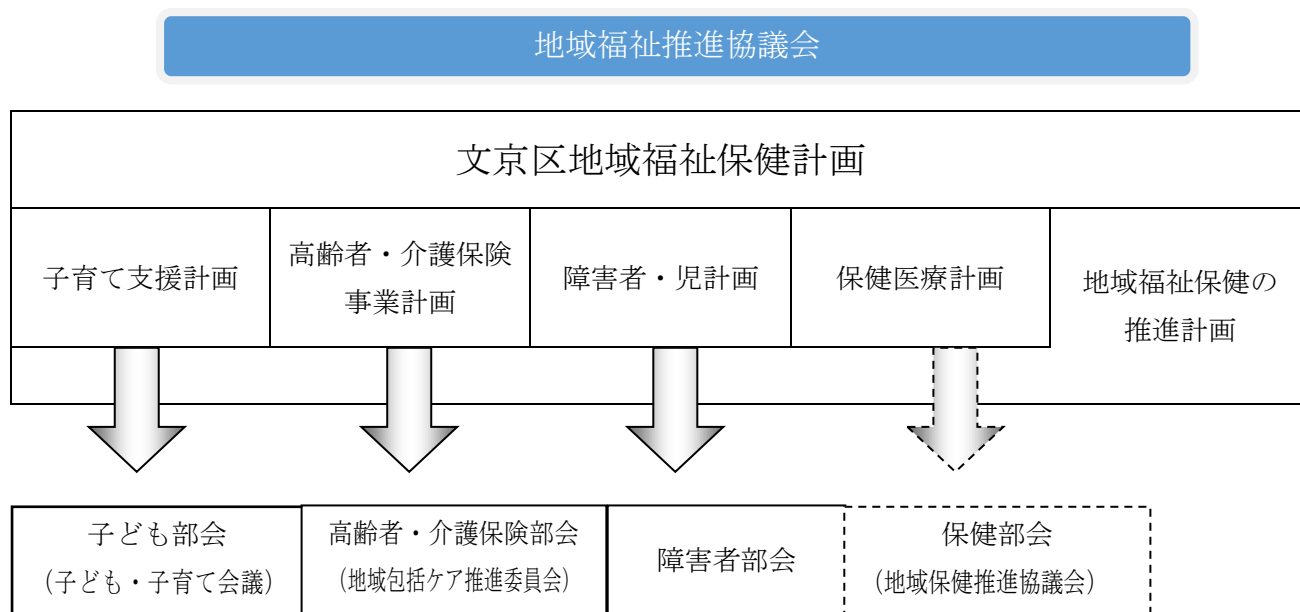
【資料第5号】年金生活者支援給付金の支給について

【資料第6号】消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて

【参考資料】介護保険第1号保険料の軽減強化について(訂正版)

令和元年度の分野別検討体制及びスケジュールについて

実態調査の実施に当たり、各実態調査の検討を行うため、地域福祉推進協議会の下に設置する分野別検討部会（以下「部会」という。）を開催する。



※ 保健部会は検討課題に応じて設置を検討する。

<計画の期間について>

27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			地域福祉保健の推進計画			地域福祉保健の推進計画			
子育て支援計画 法定5年1期						子育て支援計画 法定5年1期			
			高齢者・介護保険事業計画 法定3年1期			高齢者・介護保険事業計画 法定3年1期			
			障害者・児計画			障害者・児計画			
			保健医療計画						



## 高齢者等実態調査の概要について

### 1 目的

文京区の65歳以上の高齢者及びその家族の生活実態や意識、介護保険サービスの利用状況等に加え、様々な分野の地域活動の主体として期待されるミドル・シニア世代の意識や意向及び介護サービスを提供する事業者の実情等を把握することによって、高齢者・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する。

### 2 調査の種類、対象者及び調査項目等

#### (1) 区民向け調査

調査名	対象者	調査項目（予定）	調査実施数	対象者数
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護1～5以外の高齢者）	第1号被保険者 ※1 要介護等の認定を受けていない被保険者	日常生活圏域ごとに被保険者の身体及び生活状況、地域活動、生きがい等	約3,000人 無作為抽出	約35,000人
	要支援認定者 ※2 在宅の要支援認定者			約1,900人
② 50歳以上の現役世代調査	ミドル・シニア世代 ※3 要介護等の認定を受けていない50～64歳の2号被保者	日常生活圏域ごとに被保険者の地域活動、生きがい等	約3,000人 無作為抽出	約36,000人
③ 在宅介護実態調査（郵送）	要介護認定者 ※4 在宅の要介護認定者及びその家族	被保険者本人の心身の状態、サービスの利用実態及びニーズ、介護者の就労状況等	約3,000人 無作為抽出	約6,000人
④ 在宅介護実態調査（聞き取り）			約100人 作為抽出	

#### (2) 事業者向け調査

調査名	対象者	調査項目（予定）	調査実施数	対象者数
⑤ 介護サービス事業所調査	介護サービス事業所 区内で介護サービス事業所を運営する事業者	事業者概要、今後の事業展開、人材確保策、研修、危機管理、サービスの質の向上への取組等	約200事業者 者全数	約200事業者
⑥ 介護従事者調査	介護従事者 区内の介護サービス事業所に勤務する介護従事者等	本人の労働状況や仕事に対する思い等	約1,000人 無作為抽出	不明

※1 「第1号被保険者」…要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の被保険者

※2 「要支援認定者」…在宅で要支援認定を受けている65歳以上の被保険者

※3 「ミドル・シニア世代」…要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の被保険者

※4 「要介護認定者」…在宅で要介護認定を受けている被保険者及びその家族

### 3 調査方法

①、②、③、⑤、⑥は、アンケート（郵送配布・郵送回収）方式

④は、介護支援専門員（ケアマネジャー）による聞き取り方式（③と④の対象者が重複しないよう調整）

### 4 調査内容等

ア 調査項目及び設問 高齢者等実態調査検討会で素案を作成、地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）へ協議し、地域福祉推進協議会にて決定する。

イ 目標回収率 60パーセント以上

### 5 業務委託

調査会社に委託して実施

- ・調査票等の作成
- ・発送
- ・回収
- ・集計
- ・分析
- ・コールセンター運営
- ・報告書（概要版）作成
- ・聞き取り調査（訪問調査を除く。）
- ・会議等の運営支援等

### 6 調査時期

令和元年10月実施予定

### 7 スケジュール

令和元年	5月14日	第1回地域福祉推進協議会幹事会	
	5月22日	第1回地域福祉推進本部	
	5月23日	第1回地域包括ケア推進委員会（調査概要の検討）	
	5月31日	第1回地域福祉推進協議会	
	6月	6月議会（調査概要の報告）	
	7月	第2回地域包括ケア推進委員会（調査項目の検討）	
	8月	第2回地域福祉推進本部・地域福祉推進協議会	
	9月		第3回地域包括ケア推進委員会（調査項目の報告）
			9月議会（調査項目の報告） 区報9/25号
	10月	調査票発送・回収	
	11月	集計・分析	
	12月	第4回地域包括ケア推進委員会（調査結果概要の報告）	
令和2年	1月	第3回地域福祉推進本部・地域福祉推進協議会	
	2月	2月議会（調査結果の報告）	
	3月	調査報告書納品・第5回地域包括ケア推進委員会（調査結果の報告）	

## 障害者（児）実態・意向調査の概要について

### 1 目的

令和2年度に予定している障害者・児計画の策定に向け、計画の基礎資料となる障害者（児）の生活実態、サービス事業者の状況を調査するとともに、障害福祉施策への意向を把握するため、実態・意向調査を行う。

### 2 調査の種類、対象者等

本調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児及びサービス事業者を対象とした量的調査（アンケート調査）及び区内施設を利用する知的障害者、精神障害者を対象とした質的調査（グループインタビュー調査）を実施する。

#### (1) 量的調査（アンケート調査）

##### ① 調査種類

- ア 在宅の方
- イ 施設に入所している方
- ウ 障害児の方
- エ サービス事業者

##### ② 調査対象者

###### ア 身体障害者

区内に居住又は区外施設等に入所している18歳以上の身体障害者手帳所持者  
約1,890人（全体約4,600人）

（肢体・内部疾患については無作為抽出、その他の障害については悉皆）

<内訳>

視覚：約380人（悉皆）

聴覚：約290人（悉皆）

音声・言語：約70名（悉皆）

肢体：約600人（2,200人から無作為抽出）

内部：約550人（1,650人から無作為抽出）

###### イ 知的障害者

区内に居住又は区外施設等に入所している18歳以上の愛の手帳所持者  
約650人（悉皆）

###### ウ 精神障害者

区内に居住している18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者  
約1,350人（悉皆）

###### エ 難病患者

区内に居住している18歳以上の難病患者（医療券所持者）  
約1,950人（悉皆）

###### オ 障害児

18歳未満の障害児通所給付等受給者証所持者及び各手帳所持者  
約950人（悉皆）

カ 区内事業者

区内にある障害福祉サービス、障害児通所支援サービスを行う事業者

約70施設

(2) 質的調査（グループインタビュー調査）

① 調査種類

施設訪問による聞き取り調査

② 調査対象者

区内施設を利用する18歳以上の愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

### 3 調査項目

(1) 量的調査

対象者の属性（年齢、障害状況等）、居住環境、介護状況、外出環境、就労状況、防災、相談・情報提供等

(2) 質的調査

日中及び施設での過ごし方、今後希望する生活、余暇、相談、就労状況、防災等

### 4 調査方法

(1) 量的調査

原則、アンケート（郵送配付・郵送回収）方式。ただし、視覚障害者へは、希望により訪問又は電話での聞き取り調査を実施する。

(2) 質的調査

区内施設での訪問聞き取りを中心に行う。東洋大学との協働で実施予定。

### 5 調査時期

(1) 量的調査

令和元年10月 調査票配付・回収

(2) 質的調査

令和元年7月～9月 グループインタビュー調査実施

### 6 今後のスケジュール

令和元年	5月13日	第1回障害者部会（調査概要の報告）
	22日	第1回地域福祉推進本部
	31日	第1回地域福祉推進協議会
	6月	6月議会（調査概要の報告）
	7月	第2回障害者部会（調査項目の報告） 【質的調査】グループインタビュー実施（～9月）
	8月	第2回地域福祉推進協議会
	9月	9月議会（調査項目の報告）
		区報 9/25号

	10月	【量的調査】 調査票配付・回収 【質的調査】 グループインタビュー集計・分析
	11月	【量的調査】 集計・分析
令和2年	1月	第3回障害者部会（調査結果の報告） 第3回地域福祉推進協議会
	2月	2月議会（調査結果の報告）
	3月	調査報告書納品



## 文京区子育て支援計画の策定について

### 1 目的

平成26年度に策定した「文京区子育て支援計画（平成27年度～31年度）」の最終年度を迎え、子育て支援施策のさらなる推進が必要なことから、新たな「文京区子育て支援計画（令和2年度～6年度）」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は文京区福祉保健計画の分野別計画とする。

また、子ども子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成行動計画」を内包するものとする。

### 3 計画期間

令和2年から令和6年までの5か年とする。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			地域福祉保健計画						
			地域福祉保健の推進計画						
前の子育て支援計画					新たな子育て支援計画				
			高齢者・介護保険事業計画						
			障害者・児計画						
			保健医療計画						

### 4 検討体制

本計画の検討は文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会において行い、文京区地域福祉推進本部に報告する。

### 5 策定スケジュール（予定）

- 平成31年 4月 検討開始
- 令和元年 6月 議会報告（文京区子育て支援計画（令和2年度～6年度）の策定について）
  - 9月 議会報告（検討状況報告）
  - 11月 議会報告（中間のまとめ）
  - 12月～1月 パブリックコメント、区民説明会、区報特集号発行
- 令和2年 2月 議会報告（新計画案）
- 3月 計画策定

## 年金生活者支援給付金の支給について

### 1 概要

高齢者や障害者等の生活支援を図るため、公的年金等の収入金額と前年の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金等の受給者に福祉的給付として、年金生活者支援給付金を支給する。

### 2 支給要件

#### (1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、一定額（年度により変動あり）以下であること
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

#### (2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- ①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ②前年の所得が、一定額（年度により変動あり）以下であること

### 3 給付額

#### (1) 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金

- ①基準額（月額5千円）に保険料納付済み期間（月数）/480を乗じた額を給付
- ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付

#### (2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- ①障害等級2級の者及び遺族である者・・・5,000円
- ②障害等級1級の者・・・・・・・・・・6,250円

### 4 施行日

令和元年10月1日（消費税率の10%への引き上げの日）

### 5 その他

給付金の支払い事務は日本年金機構が厚生労働省からの委任を受け行い、年金と同様に2か月ごとに支給される。また、給付に係る費用は全額国庫負担、各給付金は非課税となる。

## 消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて

## 【概 要】

後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（9 割軽減及び 8.5 割軽減）について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施し、当該後期高齢者の保険料を本則 7 割軽減とする。

なお、現行の 9 割軽減が適用される者に対しては令和元年 10 月から 7 割軽減とする。また、8.5 割軽減が適用される者に対しても令和元年 10 月から 7 割軽減とするが、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることを鑑み、令和 2 年 9 月までの 1 年間に限り、8.5 割軽減とする。

図 1 平成 30・31 年度保険料額（年額）

<b>保険料額（年額）</b> 100 円未満切捨て 限度額 62 万円	=	<b>均等割額</b> 被保険者 1 人当たり 43,300 円	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる 所得金額×所得割率 8.80%
--	---	--	---	--

\* 賦課のもととなる所得金額とは前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

図 2 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が 次に該当する世帯		軽減割合			
		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
33 万円 以下	被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）	<b>9 割</b>	<b>8 割</b>	<b>7 割（本則）</b>	
	上記以外	8.5 割	8.5 割	7.75 割	7 割（本則）
33 万円＋ （28 万円※ 1 × 被保険者数）以下		5 割			
33 万円＋ （51 万円※ 2 × 被保険者数）以下		2 割			

※ 1 平成 30 年度は 27.5 万円

※ 2 平成 30 年度は 50 万円

## 介護保険第1号保険料の軽減強化について（訂正版）

平成31年10月の消費税率の変更（10%）に伴い、平成27年度より第1段階保険料で行っていた、低所得者保険料軽減が完全実施となる予定である。

この対応として、平成31年4月より第1所得段階を更に軽減するほか、第2、第3所得段階に対しても適用する。また平成31年度は、消費税の増税が半年間となることから、保険料軽減幅も半年分となり、半年分の軽減分を年間の保険料にならす方法をとることとされている（10月からの軽減ではない）。

なお、本軽減強化については、平成32年度から1年間分の軽減を行い、具体的な保険料額は、以下のとおりである。

※高齢者・介護保険事業計画上の基準額は6,020円（保険料算定の元となる額）であるが、本表では月額を目安として表示している。

## 第7期（平成30～32年度）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料	現行との差額
				(月額保険料)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者</li> <li>世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</li> </ul>		【0.50】	36,100円 (3,000円)	- -
			0.45 (現行)	32,500円 (2,700円)	- -
			0.375 (31年4月より)	27,100円 (2,200円)	△5,400円 △500円
			0.30 (32年4月より)	21,700円 (1,800円)	△10,800円 △900円
第2段階	住民税非課税 世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70 (現行)	50,600円 (4,200円)	- -
			0.575 (31年4月より)	41,600円 (3,400円)	△9,000円 △800円
			0.45 (32年4月より)	32,500円 (2,700円)	△18,100円 △1,500円
第3段階	住民税非課税 世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (現行)	54,200円 (4,500円)	- -
			0.725 (31年4月より)	52,400円 (4,300円)	△1,800円 △200円
			0.70 (32年4月より)	50,600円 (4,200円)	△3,600円 △300円
第4段階	者がいる 本人が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)	- -
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)	- -

※本表は、第1から第15段階までであるうち、第5段階（基準額）までを抜粋した。

※第2段階の基準額に対する割合について、法令が示す割合は0.75だが、第6期計画から区が設定する割合は0.70としてきた。

※年号表記は、高齢者・介護保険事業計画にならい“平成”を用いて作成した。